

奈良県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、奈良市選挙管理委員会から報告があった。

令和七年五月二十三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 福井英之

別紙のとおり

| 名 称 | 所 在 地 |
|----------------|---------------------|
| 奈良市帝塚山地域ふれあい会館 | 奈良市帝塚山南 2 - 1 1 - 2 |
| 右京コミュニティスポーツ会館 | 奈良市右京 4 - 1 1 - 1 |